

地方独立行政法人広島市立病院機構 中期計画(素案)の体系



第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営体制の確立	(1) 理事会、病院長の権限強化と責任の明確化	・理事会を中心とした組織体制の整備 ・病院長への適切な権限の付与と説明責任の徹底等、責任の明確化
	(2) 本部事務局体制の整備	・課題分析、企画立案を適切に行う本部事務局体制の整備
	(3) 病院事務室の機能強化	・病院事務室の機能強化 ・医療経営、医療事務に係る専門知識を有する職員の確保・育成等
	(4) 業務改善に取り組む風土づくり	・業務改善に取り組む組織風土の醸成 ・業務運営の改善や効率化について提案しやすい仕組みづくり
2 人材の確保、育成	(1) 病院を取り巻く環境変化に迅速、柔軟に対応した人材の確保	・診療体制の拡充 ・医療支援センター等の体制強化 ・多様な採用方法と雇用形態の導入 ・医師確保の推進 ・看護師確保の推進 ・看護師等の安定的な職場定着の推進 ・病院間の人事交流の推進
	(2) 事務職員の専門性の向上	・病院経営に関する知識・経験を有する人材の民間等からの採用 ・法人職員の計画的な採用と育成 ・経営コンサルタント等の活用
	(3) 研修の充実	・多様な研修機会の提供と参加しやすい環境づくり ・資格研修参加の促進 ・新規採用看護師等に対する指導・研修の充実
3 弾力的な予算の執行、組織の見直し	(1) 弾力的な予算執行	・効率的かつ効果的な業務運営 ・病院長のリーダーシップの下、迅速かつ的確な予算執行
	(2) 契約手法及び契約に係る執行体制の見直し	・多様な契約手法の導入による競争性の向上、費用の縮減 ・契約事務の機動性の向上、効率化 ・本部事務局に契約事務を統括する部署の設置
	(3) 施設整備に係る執行体制の見直し	・各病院の施設整備を迅速、適切に行う体制の整備
	(4) 病院の維持管理体制の見直し	・病院の維持管理を効果的、効率的に行う体制の見直し
4 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり	(1) 病院の実態に即した人事・給与制度の構築	・広島市の給与体系への準拠、職員の勤務実態等の反映
	(2) 適切な役割分担と業務の負担軽減	・医療クラーク、看護補助者等の増員
	(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	・子育てと仕事との両立の支援 ・時間外勤務の削減 ・メンタルヘルス対策の実施
5 外部評価等の活用	(1) 会計監査人による監査等	・会計監査等を踏まえた業務運営の改善とその積極的な情報公開

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

経営の安定化の推進	(1) 中期目標期間中の経常収支の黒字の維持	・公共性の高い医療提供への運営費負担金の交付と中期目標期間中の経常収支の黒字の維持
	(2) 診療科別・部門別の収支状況の把握と迅速な対応	・各病院の診療科別、部門別収支状況の把握、分析による改善
	(3) 経費の削減	・多様な契約手法の導入、医薬品や診療材料の品目の共通化、共同購入による調達コストの削減 ・後発医薬品の採用拡大による診療経費の削減、患者負担の軽減 ・適正な人件費の維持
	(4) 収入の確保	・診療報酬改定への迅速かつ的確な対応 ・適正な在院日数や病床管理、請求漏れの解消や査定減の縮減による診療報酬収入の確保 ・未収金の発生防止、早期回収

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

1 安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充	・広島市と十分連携した建替えの推進と医療機能の充実	・高度で先進的な医療機能の拡充 ・北部地域の患者受入れの拡充と病院支援 ・地域に根差した医療機能等の拡充
2 広島市民病院中央棟設備の老朽化	・建物設備の老朽化、陳腐化への対応検討	・中央棟の病院機能を維持、拡充するための設備の改修等の検討 ・化等への対応

第6 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

第7 短期借入金の限度額

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

第9 第8に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

第10 剰余金の使途

第11 料金に関する事項

第12 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項